

非自発的失業に係る国民健康保険税の軽減について

平成22年4月1日より、会社の都合等（正当な理由のない自己都合退職は除く）により退職された方のうち、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」おもちになっており、かつ、離職理由のコードが次のコードであった場合、「**特定対象被保険者**」として申請を頂くことにより保険税の軽減措置等をうけることができます。

なお、退職時の年齢が65歳以上の方は対象外となりますのでご注意ください。

【軽減を受けられる方】下記の全てに該当している場合対象になります。

平成21年3月31日以降に離職された方

会社を離職した時に65歳未満の方

雇用保険受給資格証をお持ちの方で、離職理由が【11.12.21.22.23.31.32.33.34】に該当する方

【軽減割合】

国民健康保険税所得割算定にかかる前年給与所得を30/100で算定

給与以外の所得は軽減されません。また、給与所得が無い場合も軽減されません。

お手元の雇用保険受給資格者証の第1面をご確認下さい。

雇用保険受給資格者証				(第1面)	
1. 支給番号 12000-09-001234-5		2. 氏名 コヨウ タロウ			
3. 被保険者番号	4. 性別 男	5. 離職時年齢 40	6. 生年月日 3-440101	7. 求職番号 9876593	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日 220331		12. 離職理由 21		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額			
15. 求職申込年月日 220401	16. 認定日 1型水		17. 受給期間満了年月日 220331		
18. 基本手当日額		19. 19			
20. 特殊表示(災害時、一)					
0000					
安定所連絡メッセージ1 失業認定申告書は正確に記入しましょう					
安定所連絡メッセージ2 再就職手当制度を活用して早期に再就職しましょう					
管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局所在地		〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 アクア木更津ビル5階			
電話番号		0438-25-8609		交付	

平成21年3月31日以降の方が対象

軽減対象となる離職理由

- 11. 解雇
- 12. 解雇(天災等)
- 21. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年以上)
- 22. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示あり)
- 23. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示無し)
- 31. 事業主に起因する正当な理由のある自己都合退職
- 32. 事業所移転等による正当な理由のある自己都合退職
- 33. 正当な理由のある自己都合退職
- 34. 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間1年未満)

注意

- 雇用保険受給資格者証は、ハローワークへ雇用保険受給手続き後にご本人様へ送付されます。
- 国民健康保険加入時にお持ちでなくても、雇用保険の手続きを行うことで送付されますので、受給資格者証が届きましたら、コードを確認いただき、対象となるかご確認ください。
- 退職された会社で雇用保険の手続きをされていない場合、対象となりませんのでご注意ください。